

添付書類

平成26年度
(第13期事業年度)

監 事 監 査 報 告

自動車検査独立行政法人

平成26年度監事監査報告

平成27年6月23日

自動車検査独立行政法人

理事長 栗原 和郎 殿

自動車検査独立行政法人

監事

小西昭典 

監事

神保正人 

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、出先機関である検査部や事務所（近畿検査部等11箇所）において業務、財産の状況及び国土交通大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、検査法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務

諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1. 本部及び検査部・事務所の監査結果

総体的には、概ね適正に業務運営が図られ、かつ、会計処理が適正に執行されていたものと認められたが、一部において以下のような改善又は検討を必要とする事項が認められた。

(1) 本部

- ① 職員の就業状況について、勤務時間の管理は「人事給与・勤務報告システム」により行われているが、日々の入力が遅れている等入力作業が適切に行われていない事例が認められたものの、労働基準法に基づく「時間外及び休日勤務等に関する協定」に抵触する事例は確認されなかった。
- ② 職員に貸与されているパソコンの使用において、「自動車検査独立行政法人の情報セキュリティポリシーに関する規程」に定められた帰宅時のシャットダウン処理が適切に行われていない事例が認められた。
- ③ 「監事監査規程」において、業務上の事故又は異例な事案が発生した場合には監事へ報告することが規定されているが、監事監査への支障は生じていないものの、一部の報告が適切になされていない事例が認められた。
- ④ 監事と内部監査部門との連携強化が求められているところであるが、地方検査部が管内の事務所に対して実施した調査・指導結果に係る監事への情報提供が、適切に行われていなかった。

(2) 検査部・事務所

- ① 職員の就業状況について、勤務時間の管理は「人事給与・勤務報告システム」により行われているが、日々の入力が遅れている等入力作業が適切に行われていない事例が認められたものの、労働基準法に基づく「時間外及び休日勤務等に関する協定」に抵触する事例は確認されなかった。
- ② 職員に貸与されているパソコンの使用において、「自動車検査独立行政法人の情報セキュリティポリシーに関する規程」に定められた帰宅時のシャットダウン処理が適切に行われていない事例が認められた。
- ③ 審査業務等に関する業務量報告は、業務量統計システムに必要事項を入力して行うこととなっているが、入力作業が報告期限に遅れる等適切に行われていない事例が認められた。
- ④ ディーゼル車の排気黒煙検査の際には、排煙装置を使用するよう「黒煙検査等・安全作業マニュアル」において定められているが、当該装置を使用していない事例が認められた。

2. 財務諸表等についての意見

財務諸表は、独立行政法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況

及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認められる。
決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認められる。
また、会計監査人新日本有限責任監査法人の監査方法及び結果は、相当であると認められる。

3. 事業報告書についての意見

事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認められる。

III 検査法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

国からの依頼を受けて、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査業務を審査事務規程に基づいて適切に実施しており、また、中期目標の着実な達成に向けて平成26年度計画を効果的かつ効率的に実施していると認められる。

IV 検査法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他検査法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

平成26年度末には、通則法の一部改正（平成26年法律第66号）を受け、内部統制の推進に係る関係規程を整備し、また、検査法人業務方法書にも内部統制等に係る規定の追加を行い、平成27年度当初に国土交通大臣の認可を受けており、着実に体制整備を進めていると認められる。

V 検査法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実について

該当する事項は認められない。

VI 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

監査の実施において関係者の積極的な協力が得られており、監査を実施するうえでの問題事項はない。

VII 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

独立行政法人見直しに関する閣議決定事項への対応について、役職員の給与水準は国に準拠した基準であり、ラスパイレス指数も100以下となっており適正水準で運用されていると認められる。また、随意契約の適正化については随意契約等見直し計画に基づいて契約の競争性・透明性の確保に努めていると認められる。

内部統制の強化については、平成26年度末の業務方法書の見直しの機会を捉えて関係規程の整備が図られたところであり、今後の適切な運用を監視していくこととする。

以 上